

VCFファンドの定義、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る1月29日、企業会計基準委員会は、第211回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル(VC)ファンドの出資持分

第209回専門委員会(2024年2月1日号(No.1700))情報ダイジェスト参照)に引き続き、VCファンドの出資持分の会計処理について審議が行われた。

今回は、VCファンドに相当する組合等の定義について検討が行われ、次の要件を満たす組合等とする事務局案が示された。

- ① 募集または私募が行われた組合等である。
- ② 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。
- ③ 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている。
- ④ 組合契約等において、投資

対象を専らスタートアップ企業としている。スタートアップ企業の特徴として、次を例示する。

- ア) 新しい技術の活用、斬新なサービスなど新規性がある。
- イ) 創業から間もない、または比較的創業年数が若い。

専門委員からは、事務局案に対して、「③の『定期的に時価評価』のレベル感について、内部管理目的のものも含めることには反対」、「④の要件はもつと具体的でない」と、判断が難しいなど、難色を示す意見が多く聞かれた。事務局から「引き続き審議していく」との回答があった。

金融資産の減損

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、第210回専門委員会(2024年2月10日号(No.1701))情報ダイジェスト参照)に引き続き、ステップ4(信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会

計基準の開発)の検討の審議が行われた。

(1) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 ステップ4を採用する金融機関から、複数シナリオの考慮についての懸念が聞かれており、この意見を踏まえ、実務負担に配慮する追加的な対応が検討され、次の事務局案が示された。

① ステップ4では、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係(linear relationship)があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ(予想信用損失が発生することを前提とする)のみを考慮することを認める。

② この場合、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合における予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合には、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確に

しておく。

専門委員からは、方向性には賛同の意見が聞かれた。また、「②のオーバーレイ調整は重要。『明らかに』の範囲を明確にできないか」との意見が聞かれ、事務局から「実態を踏まえて個社の状況によることになるため、一律に明記するのは難しい」との回答があった。

(2) 実効金利法に関する論点
 実効金利法に関して次の事務局案が示された。

① 「引当における貨幣の時間価値の考慮」および「IFRS 9号『金融商品』の実効金利法による償却原価の採用」について、より「実務負担に配慮」する観点から、債権(購

入された債権を除く)における予想信用損失の算定および償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いることができるオプションを設ける。この場合、貸付金に関連する手数料については、収益認識会計基準等に準じて会計処理する。

② 「償却原価の償却方法」について、「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

専門委員からは、賛成意見が聞かれ、「①で、手数料は収益認識基準ではなく金融商品会計基準の枠組みで考えるほうがいいのでは」との意見も聞かれた。

会計

貸手の基本となる会計処理、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る1月30日、企業会計基準委員会は第142回リース会計専門委員会を開催した。

第141回(2024年2月10日号(No.1701))情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リー

スに関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

貸手の基本となる会計処理(文案の検討)

貸手の基本となる会計処理の

文案について、企業会計基準13項9号では、ファイナンス・リース取引において「通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う」ことを定めており、本会計基準案43項では当該定めを踏襲しているが、本適用指針案の所有権移転外ファイナンス・リースに関する規定との平仄が揃っていないのではとのコメントが寄せられた。

これを受けて、事務局は次のような方針案を示した。

- (1) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合の取扱いについては、収益認識会計基準との整合性を図った会計処理であるため、公開草案から変更しない。
- (2) 貸手が原資産と同一の製品または商品を販売することを主たる事業としていない場合の取扱いについては、金融取引の性格が強いことに鑑み、「通常の金融取引に係る方法に準じた会計処理」として記載する。
- (3) (1)、(2)の適用関係を「製品又は商品の販売を主たる事業としている企業」かそれ以外の企業かどつかにより区分する。

専門委員からは、「複数の事

業を有する企業がどちらかに寄せるべきなのか明確でない。企業単位ではなく、取引単位にしては」などの意見が聞かれた。

事務局は「公開草案で企業単位としているので、大きく変えないほうがいいのでは」と回答した。

短期リース(定義)

公開草案では、短期リースについて「リース開始日において、借手のリース期間が12か月以内であるリース」と定義していたが、それに対して、「購入オプションが存在する場合における短期リースの適用可否を明確にすべきである」とのコメントが寄せられた。また、専門委員からも、「購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択することが可能であれば、IFRS

任意適用企業は個別と連結で同様の会計処理が可能となる」との意見が聞かれていた。

事務局は「本適用指針4項(2)における用語の定義において、本適用指針案18項の定めに追加して『購入オプションを含んだリースは短期リースではない』ことを明示する」とする案を示した。

専門委員からは、「あくまで

経理に「効く」法律雑学

少額請求の手續

弁護士
白川 敬裕

「お金を回収したいが、少額のため、弁護士に依頼すると弁護士費用のほうが高くなってしまふ」ことがあります。たとえば、貸している10万円を返してほしい場合、弁護士に依頼すると、コスト(着手金・報酬金)のほうが高くなる場合があります。

借入書などの確実な証拠があり、相手も借りたこと自体は認めている場合は、弁護士に依頼せず、裁判所の簡易な手續を自分で利用することも選択肢の一つです。

簡易な手續の一つが「少額訴訟」です。少額訴訟は、1回の期日で審理を終えて判決まで出ることとする、特別な裁判手續です。少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払を請求する場合に限り、利用することができます。簡易な手續ですから、提出できる証拠は、最初の期日にすぐ調べることができるもの(借入書、契約書、振込明細書など)に制限されています。

60万円以下の請求であっても、紛争の内容が複雑な場合、1回の審理で終わらないことが予想される場合は、裁判所の判断で通常の裁判手續により審理される場合があります。たとえば、

敷金10万円の返還を求めて提起した少額訴訟において、被告となつた大家が「原状回復が実施されていない」と反論し、物件の損耗の状況・原因などが争点となる場合は、1回の審理で終えることは困難ですので、通常の裁判手續で審理されることとなります。

少額訴訟の手續でも、裁判官が間に入って双方が話し合い、和解で解決することもあります。話し合いによる解決の見込みがない場合は、原則として、その日のうちに判決が言い渡されまふ。

少額訴訟も裁判の手續ですから、裁判所が作成した判決書や和解調書には強制力があります。裁判所が出した判決、または裁判所で和解した内容に相手が従わない場合、裁判所に強制執行を申し立てることができます。

少額訴訟よりさらに簡易的な「支払督促」という手續もあります。支払督促は、「裁判所に発送してもらう督促状」になります(支払督促は、少額であるか否かにかかわらず、利用できません)。支払督促は、裁判所に必要書類を送付すれば、書類審査だけで発送してもらえます。

裁判の手續ではありませんので、裁判所に出廷する必要はありません。相手が裁判所からの支払督促を受け取つてから異議を申し立てずに2週間を経過した場合、別途、裁判所に仮執行宣言の申立てをするのと、勝訴の判決と同じように、強制執行の手續をとることができます。

裁判所は相手に支払督促を送付する際、「異議の申立てができる」旨の注意書きや異議申立書の書式も同封します。相手から異議申立書が裁判所に提出された場合、通常の裁判の手續で審理されることとなります。支払督促は簡易な手續ですが、単なる請求書ではなく、相手が異議を出せば裁判手續に移行することに注意が必要です。

支払督促は、相手の住所地を管轄する裁判所に申し立てる必要があります。他方、少額訴訟であれば、通常、自分の居住地の簡易裁判所にも提起できます。ですから、相手が遠方に居住しており、異議が出される可能性が高い場合は、支払督促ではなく、少額訴訟を選択したほうがよいかもしれません。

IFRS任意適用企業のため
しなく、変える必要があるの
か」との反対意見が聞かれた。
事務局は、「IFRS任意適用

企業では、短期リースが連単で
分けられると複雑になるため、明
確化してはどうか」と回答した。
専門委員からは、「損益計算
書で計上されるものと株主資本
等変動計算書で計上されるも

書によった場合の取引に係る会
計処理と同じであるべき」と等と
の修正案を示した。
事務局は「依わる表現が他に
を求める意見が聞かれた。

会計

パースナルスピンの会計処理、 コメント対応終盤へ

ASBJ、企業結合専門委

去る1月31日、企業会計基準
委員会は第112回企業結合專
門委員会を開催した。

第111回(2024年2月

10日号(No.1701)情報ダイ
ジェスト参照)に引き続き、「パー
シャルスピンの会計処理」
について審議された。

完全子会社株式を対象とする

当期税金に関する取扱いの

ことの明確化を求めるコメント

明確化を求めるコメント

自己株式等会計適用指針10項

自己株式等適用指針案10項

(2)の定めが「完全子会社株式を
配当することが前提とされてい
る」のであれば、自己株式等会
計適用指針案10項(2-2)と
表現を揃えるべきであり、(2)で
も「子会社」を「完全子会社」

と明記すべきとのコメントが寄
せられた。

事務局は、当該取引では、「適
正帳簿価額をもって配当するた
め損益を計上しないが、損益計

算書で計上されるものと株主資
本等変動計算書で計上されるも

に変更が生じているような誤解
のに関する考え方は同10項の柱

会計

議論が分かれているテーマの暫定 合意に向けた協議、開始

SSB

去る1月25日、SSBJは第
29回サステナビリティ基準委員
会を開催した。

去る1月25日、SSBJは第
29回サステナビリティ基準委員
会を開催した。

第28回(2024年2月1日

第28回(2024年2月1日
号(No.1700)情報ダイジェ
スト参照)に引き続き、IFRS

SS1号、S2号に相当する日
本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項
は主に次のとおり。

暫定合意のための意思確認

事務局は以下の意見が割れて
いる事項について多数決をと

り、出席委員の5分の3以上の
賛成を得た案を公開草案にて公

表することとした(サステナ
ビリティ開示基準の開発に係る
適正手続に関する規則)14⑤)。

①「ガイダンスの情報源」にお
けるSSBスタンダード等

の取扱い
SSBスタンダードを義務

づけるか否かなどで議論が割れ
ていたため、投票を行うことと

した。賛成多数で、「できる規定」
(義務づけない)とすることに
なった。

② スコープ2温室効果ガス排
出におけるロケーション基準
とマーケット基準

ロケーション基準とマーケット
ト基準(第24回(2023年12
月1日号(No.1695)情報ダ
イジェスト参照)のどちらの
開示を要求するか、また、ロ
ケーション基準の開示を要求し
た際、それに加えてマーケット
基準と契約証書の要求を求める
かなどについて意見が分かれて
いた。投票の結果、事務局提案
である、ロケーション基準によ
る開示、および、契約証書もし
くはマーケット基準によるい
ずれかの開示を行うこととした。

③ スコープ3排出の絶対総量
の開示における重要性の判断
の適用

重要性の乏しいカテゴリーと
して「スコープ3温室効果ガス
排出の絶対総量の100分の1
以下の排出量」と定めた事務局
案に対し、委員からは「定量的
な定めを設けることに懸念があ
る」との意見が聞かれていた。
そこで、案A「IFRS S2号
の要求事項をそのまま取り入れ
る(特段の定めを置かない)」と、
案B(事務局案)に加え、案C
として「カテゴリー別に重要性
を判断するという任意の定め」
を提案し、投票を行った。2度
の投票の結果、全員一致で案A
とすることとした。

④ スコープ1、スコープ2お
よびスコープ3の温室効果ガ
ス排出量の合計値

IFRS S2号の要求に加
えて、3つのスコープの合計値
の開示をめぐって「有用な情報
ではあるが、その開示を開示基
準で要求する必要はない」とい
う意見と「温室効果ガス排出削
減目標として合計値を用いてい
る場合も多いため、開示を要求
する」意見(事務局案)に分か
れていた。3度の投票の結果、
事務局案が賛成多数となった。

⑤ 産業横断的指標等の取扱い

(a) 気候関連の移行リスク、(b) 気候関連の物理的リスク、(c) 気候関連の機会、(d) 資本投下、(e) 内部炭素価格の5項目について、IFRS S2号の要求事項をそのまま取り入れるか否かなどについて議論が分かれていたため、投票が行われた。(a) (c) は意見が1つにまとまらなかったため、次回以降に持ち越しとなった。(d) は賛成多数でIFRS S2号をそのまま取り入れることとした(定量情報の開示)。(e) も同様にIFRS S2号をそのまま取り入れる(内部炭素価格を意思決定に適用しているか等の開示)。

「サステナビリティ開示基準の適用」の文案
前回に引き続き文案の検討が

国際会計

特別買収目的会社(SPAC)の開示強化の規則、公表—SEC

去る1月24日、SECは、特別買収目的会社(Special purpose acquisition companies (SPACs)) (特定の事業を有さず、非公開企業との企業結合を目的に設立される企業) による「新規株式公開(IPO)」と

行われた。「安全保障を脅かす可能性のある情報」の濫用リスクを「国家を脅かす可能性のある情報」の濫用リスクとするなど修正案が提案された。委員からは、「国家ではなく、『国家・地域安全保障』とするのがよいのでは」などの意見が聞かれた。事務局は「検討する」と回答した。

「一般開示基準」の文案

IFRS S1号のコア・コンテツツに相当する部分について、文案検討が開始された。

一般開示基準は表現のみ多少変わるものの、ISSB基準と大きく乖離しないため、委員からは表現の細かい点について意見が聞かれた。事務局は確認・検討する旨を回答した。

SPACsのIPOや脱SPAC取引は、非公開企業が公開市場に参入するための手段として利用される。規則は、主に次の点を含んでいる。

- ・ 特定の状況では、対象企業は、脱SPAC取引に関連したSPACsの登録届出書への署名が要求される(これにより、対象企業は「共同登録者」となり、その登録届出書の開示に責任を負う)。
- ・ 脱SPAC取引について、予想(projections)の開示(予想のすべての重要な根拠を含む)と予想の基礎となるすべての重要な仮定の開示が要求される。
- ・ 規則は、すべてのSEC提出書類における予想の使用に関するガイダンスを更新し、拡大している。

この規則は、連邦官報での公開日から125日後に発効する。

経理用語の豆知識



グローバル・ミニマム課税

2023年3月に成立した改正法人税法において、グローバル・ミニマム課税制度が創設された。適用は2024年4月1日以後開始する対象会計年度であるが、適用が見込まれる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度および事業年度において、グローバル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を適用するか否かを検討する必要がある。

グローバル・ミニマム課税制度に基づく基準税率(15%)までの上乗せ税額は、多国籍企業グループ等を構成する事業体等について国別に算定された実効税率が基準税率を下回る場合、純所得に対する基準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局に支払うものである。そのため、純所得が生じる企業と納税義務が生じる企業が相違することになるが、税効果を適用すべきか否かは明らかではない。したがって、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととされた。



税制非適格ストックオプションの課税関係

勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされるが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日に属する年分の給与所得として所得税の課税対象にすることとされている。

税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額については、①金融商品取引所に上場されている場合は、公表された最終価格、②その株式に係る旧株が上場されている場合において、当該株式が上場されていないときは、当該旧株の最終価格を基準として合理的に計算した価額、③気配相場の価格があるときは、①または②により求めた価額、等とされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年1月31日	政令22号 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等	金融庁	2023年11月成立の改正金融商品取引法の一部(同法附則1条2号に掲げる規定)の施行に伴い、関係政令・内閣府令の規定の整備を行うもの。主な改正の内容は、金融経済教育推進機構の設立に係る規定、および投資法人の計算関係書類に関する規定の整備。2024年2月1日より施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240131/20240131.html	—
2024年2月1日	投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例	東証	上場企業による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の検討の参考のため、国内外の多くの投資者との面談から得られた、投資者が期待している取組みのポイントや、それらのポイントが押さえられていると投資者が一定の評価をしている取組みの事例を取りまとめ、公表したものの。 https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240201-01.html	—

金融

IMF世界経済見通しが示す リスクシナリオ

国際通貨基金（IMF）が1月30日に公表した「世界経済見通し」によると、世界経済は「ディインフレーション」がみえつつあるが、リスクも顕在化している。上振れリスクとして、(1)「ディインフレーションの加速」、(2)「予想より遅い財政支援の縮小」、(3)「中国経済回復の加速」、(4)「人工知能と供給側の改革」を挙げている。金融政策の視点から注目すべきは、景気上振れリスクがインフレ高進を招くことだ。

この見地からは、(2)の財政支援縮小の後ずれが、インフレ加速と市場金利低下の抑制あるいは上昇を促進するリスクがある。(3)も同様に、需要の拡大と成長が、国境を越えて波及し金利押し上げ効果を招く可能性がある。(4)の人工知能は中期的な問題であり、IMFの見解による供給側の改革とは新興国の体制としての供給制約を指しているため、生産性向上による波及効果には時間を要する。

総じて上振れリスクについて

は緊急性を要するものはない。問題は景気の下振れリスクのほうで、①「地政学的ショック」、②「コアインフレの高止まりで生じる金融引締め強化の必要性」、③「中国の成長鈍化」、④「財政再建へ混乱を招く展開」を挙げている。このなかで①と②は、ただちに市場金利と金融政策に影響を与える。たとえば、紅海での戦闘激化による石油価格の高騰などがある。この下方リスクで面倒なのが、金融引締め長期化リスクを伴っている点だ。したがって、今回のIMFの報告を読む限り、下方リスクの強調が読みとれる。

IMFが予測する実質経済成長率をみても、世界経済全体では、2024年、2025年は各々、3.1%、3.2%と微増だが、米国、日本、中国などは低下傾向にある。ただ、金融政策の利下げ要因と①、②の引締め要因が混在するため、金融政策は読みにくくなっている。

証券

日米の株価の行方を考える

1月の世界の株式市場・株価をリードしたのは日米両国であったが、月末の株価の上昇率は、日経平均が前年末比約8.4%に対し、NYダウは同約1.2%と開きが生じた。

これはNYダウが月末に開かれたFOMC（米連邦公開市場委員会）の利下げに対する意見表明がやや期待はずれとして、下落したことが響いている。一方、日経平均はFOMCの少し前に開かれた日銀の金融政策決定会合のマイナスイ金利解除に対する姿勢が予想の範囲内として、安心したような動きとなった。

日米以外の国では株価の動きは弱々しく、アジア、欧州各国の1月末の株価指数は、ほとんどが前年末比でマイナスとなった。株高で日本が突出したのとは対照的に株安が目立ったのが中国と韓国である。両国の代表的株価指数は月間6%台の下落を記録した。中国市場から投資資金が大量流出していると伝えられたが、中国内外の投資家の中国経済に対する不信、不安が

強まっているようだ。これに対し、日米の株価上昇の背景には、両国の経済と企業収益に対する投資家の高評価がある。海外投資家は日本経済よりも日本企業の収益力を重視して積極買入に出ているようだ。ところが、国内投資家は期待される個人でさえ今なお株式を売り越している。今後、日本株価が順調な推移をたどれるかどうかは、海外投資家次第といわざるを得ない。

1月のアメリカの株価推移を振り返ってみると、投資家の投資意欲は極めて旺盛なのに、FRB（米連邦準備制度理事会）の金融政策が読み切れず、イライラしている様子が窺える。2月以降、仮に、インフレは落ち着くが、景気の悪化は避けられるといった展開になれば、米株価は一気に上昇力を強めよう。

これから日米の株式市場は、3月半ばの日銀の金融政策決定会合、FRBのFOMCの決定内容を予想しながら一喜一憂する季節を迎えることになろう。